

対象年度		令和 5年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート										
事務事業名		人権教育推進事業						予算事業名		人権教育推進事業費				
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	人権施策推進基本計画					
				10	05	02	20	経常経費	根拠法令					
総合計画体系		未来を担う子どもと 生き生きした市民を育む地域を目指そう						事業の区分		主要事業				
		多様性を尊重し合える社会づくり												
		人権尊重のまちづくりの推進						担当課係等		生涯学習課				
事業期間		継続 (年度～ 年度)								生涯学習係				
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
自らが人権尊重の担い手であることを認識し、人権教育・啓発活動を推進するとともに、「市民一人一人が互いに人権を尊重しあい、共に生きる喜びを実現できる地域社会の実現」を目指していく。								11月1日：いばらき教育の日 11月：いばらき教育月間 人権講演会：県内全市実施						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
人権教育推進事業 ・家庭教育学級での学習会実施 人権啓発活動の推進 ・人権講演会の開催・広報ゆうき「人権コーナー」での啓発活動 ・人権問題職員研修・出前講座の開催								一般市民、家庭教育学級生、市職員、教職員、PTA役員、市関係団体						
								【事業をとりまく環境の変化】 社会構造の複雑化、価値観の多様化の中で、様々な人権侵害が生起している。女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、感染症患者、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、ホームレスなど人権課題が多岐の分野に渡り、複雑化している。						
【令和 5年度 事業内容】				【令和 6年度 事業内容】				【令和 7年度 事業内容】						
・家庭教育学級人権学習会の実施 ・人権講演会の開催 ・人権問題職員研修の実施 ・出前講座の実施 ・広報ゆうき「人権コーナー」での啓発活動				・家庭教育学級人権学習会の実施 ・人権講演会の開催 ・人権問題職員研修の実施 ・出前講座の実施 ・広報ゆうき「人権コーナー」での啓発活動				・家庭教育学級人権学習会の実施 ・人権講演会の開催 ・人権問題職員研修の実施 ・出前講座の実施 ・広報ゆうき「人権コーナー」での啓発活動						
■事業費														
				R03年度		R04年度								
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	0	0							
	県		支	出	金	0	0							
	地		方		債	0	0							
	そ		の		他	0	0							
	一		般	財	源	195	810							
歳入計（千円）				195		810								
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）				金額（千円）		金額（千円）							
	07	報償費				195	239							
	10	需用費				0	68							
	11	役務費				0	92							
	12	委託料				0	339							
	13	使用料及び賃借料				0	72							
歳出計（千円）（A）				195		810								
伸び率（％）						315.38								
備考														

令和 3年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R03年度	R04年度	R05年度
活動 指標	人権講演会の開催	回	目標	1.00	1.00	1.00
			実績	0.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	人権講演会参加者数	人	目標	500.00	700.00	700.00
			実績	0.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	市民がさまざまな人権問題に対して正しい知識と理解を深める事は重要であり、そのための事業推進は必要である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律で地方公共団体の責務が規定されており、行政が主体となって実施することが最良である。
	手段の妥当性	A 妥当である	令和3年度は、新型コロナウイルス感染の影響により人権講演会は中止としたが、代替事業として、人権応募作品の展示を行った。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	経費は、人権作品応募記念品に係る経費である。なお、事務費のコストダウンはこれ以上望めない。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	人権啓発活動は、全ての市民を対象としている。
有効性	成果向上の余地	B どちらも言えない	人権啓発活動は、目に見えて成果が表されるものでないが、地道に継続していくことが重要である。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	人権講演会は、新型コロナウイルス感染の影響により実施できなかったが、代替事業として人権啓発活動を実施したほか、職員研修会や広報ゆうき（人権コーナー）への掲載は計画どおり実施できた。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染症に関わる人やその家族に、差別や偏見、いじめを行うなどの人権侵害が起こっている。また、時代の変化とともに、インターネットを悪用した人権侵害など、人権問題も複雑化し多岐にわたる。新たな人権課題、理解が進んでいない人権問題等様々な課題への啓発活動及び施策の推進を図る必要がある。 なお、人権講演会については、これまで茨城県民の日（11月13日・祝日）に開催していたが、教員の働き方改革による負担の軽減や授業時間の確保等のため、開催時期の見直しを検討する。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
新たな人権課題への啓発活動については、広報ゆうき（人権コーナー）への掲載による啓発及び、人権メッセージ・ポスターでの広報活動、児童生徒の作文・標語作品募集等多様なスタイルで継続実施していく。 また、例年実施している人権講演会の開催は、本年度から夏休み期間中である8月に変更し、新型コロナウイルス感染対策を講じたうえで開催する。			

■方向性

1 次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置 方向性の具体的内容 人権問題は、同和問題などの長年にわたる課題と共に、インターネット・SNSによる中傷や、新型コロナ感染に伴う差別など、時代の状況に応じて新たな差別も生じているため、従来の方針にとらわれず、状況に応じて効果的な課題解決策を図らなければならない。	2 次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置 企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。
--	---